



あいわ総合司法書士事務所

あいわ通信

No.114

発行日 2024年11月25日

ごあいさつ

今月のあいわ通信では、子どものいないご夫婦から相談を受けることの多い「夫婦相互遺言」について、ご案内いたします。

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。

もし、お悩み事などございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。

今後とも、よろしくお願いいたします。



目次：

ごあいさつ	1
夫婦相互遺言	2
夫婦相互遺言の注意点	3
お客様の声を紹介します	4
年末年始に相続の話し合いを	5

夫婦相互遺言とは

夫婦相互遺言とは、お互いが「私が先に死んだら、全て配偶者に相続させます」という内容の遺言のことです。

子どものいないご夫婦からご相談を受けることが多いです。

子どもがいないご夫婦で、例えば、夫が先に死亡した場合、原則として妻と夫の兄弟姉妹（又は甥・姪）が法定相続人になります。夫名義の自宅不動産がある場合、それを妻名義にするには、夫の兄弟姉妹と遺産分割協議を行い、印鑑（実印の押印と印鑑証明書）をもらう必要があります。ただし、兄弟姉妹には4分の1の法定相続分がありますので、その権利を請求されれば代償金を支払わなければなりません。

夫婦で築いた財産にもかかわらず、財産形成に関係のない兄弟姉妹が権利を主張した場合は財産を与えなければなりません。このようなことを防ぐには、遺言を作成しておけば、兄弟姉妹から印鑑をもらう必要もなく、兄弟姉妹には遺留分もないため、全ての財産を妻（夫）に相続させることができます。

夫婦相互遺言の注意点



夫婦で築いた財産を、最終的には特定の人や団体に承継してもらいたいという考えがあるのであれば、それを「予備的遺言」として、それぞれの遺言の中に書いておく必要があります。

夫婦二人が同じ用紙に遺言を書く、共同遺言は禁止されており、無効な遺言になってしまうので注意が必要です。

夫婦相互遺言の注意点としては、夫婦がともに亡くなった場合の財産の承継先を決めておくことです。単に、「私が先に死んだら、全て妻（夫）に相続させる」という内容の遺言であれば、一方が亡くなった際は有効です。しかし、残された妻（夫）が亡くなった場合は相続させる相手は既に死亡しており、渡す相手がないため遺言としては効力のないものになってしまいます。この場合、後に亡くなった妻（夫）の兄弟姉妹や甥姪が相続人となり、先に亡くなった夫（妻）の兄弟姉妹や甥姪には、一切相続財産が承継されません。

二人が亡くなった後のことなので、法律通りに相続してもらえれば、それはそれで構わないという考えもあるかと思いますが、夫婦で築いた財産を、最終的には特定の人や団体に承継してもらいたいという考えがあるのであれば、それを「予備的遺言」として、それぞれの遺言の中に書いておく必要があります。

例えば、特定の甥姪の一人に、夫婦二人の老後のお世話や葬儀埋葬等もお願いすることを前提に、予備的遺言として、その甥姪に財産を相続させる（遺贈する）こともできます。

この場合、まずは予備的遺言を含まない夫婦相互遺言を作成しておいて、どちらかが死亡した後に遺言を再度作成すればよいと考える方もいらっしゃいます。しかし、そのときが10年後、20年後であれば、遺言を作成し直そうとしても病気や認知症等で遺言の書き直し自体もできない可能性もあります。このようなことにならないように、夫婦二人が元気なうちに、二人がともに亡くなった後のことも相談して予備的遺言として残しておくことが重要です。

なお、夫婦二人が同じ用紙に遺言を書く、共同遺言は禁止されており、無効な遺言になってしまうので注意が必要です。

また、認知症になったときの財産管理や亡くなった後の葬儀埋葬を甥姪に任せると考えている場合は、上記の夫婦相互遺言とあわせて、任意後見契約や死後事務委任契約を検討されることをお勧めします。

自分たち夫婦が認知症になってしまった場合、通帳等の管理をお願いする甥姪には管理を任せる以上、明確な管理処分権限を持たせておく必要があります。曖昧な権限のまま財産の管理を任せられては、他の親族から疑いの目で見られてしまいますし、金融機関等との対外的にやりとりもスムーズにできません。

夫婦相互遺言の場合、検討事項も多く、悩まれる方も多いかと思いますが、当事務所では遺言などの相談も広く受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

お客様の声を紹介します

この度、大変お世話になりました。
 毎月、不労所得を返済していたが、思いつくまで
 桂東先生に相談して返済にこたえられず。
 返済負担の軽減が、最初、最後まで
 親切丁寧に対応いただき、大変感謝しております。
 この度、生活を改善し、安心して返済
 することができました。
 新、何かありましたら、桂東先生に
 お知らせしたいと思います。
 本当にありがとうございました。

【債務整理のご相談】

債務整理のご依頼をいただいたお客様の声を紹介します。債務整理事件の中でも個人再生や自己破産の手続きでは、毎月家計表の作成に取り組んでいただき、定期的に面談をさせていただきます。再生計画の認可や免責許可が得られるよう、依頼者の方の家計改善と一緒に取り組んでおります。

多重債務は解決できる問題です。お悩み事などございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

年末年始に相続の話し合いを

こんにちは、高井和馬です。今年も残すところ後1ヶ月になりました。今年の法改正で司法書士業務に大きな影響を与えたものとしては、民法・不動産登記法等の改正により令和6年4月1日より相続登記が義務化されたことです。相続登記が義務化されたことにより、相続登記の申請期限が定められ、相続や遺贈により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が義務づけられました。また、「正当な理由」がないにもかかわらず、登記申請義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象となります。そして、相続登記の義務化は、施行日（令和6年4月1日）前に相続の開始があった場合についても適用され（遡及適用）、施行日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

相続登記の申請義務化により、弊事務所でも相続登記の相談が増えました。中には、今まで相続の話し合いをしたくてもなかなか話を切り出すことができなかったけど、相続登記の申請義務化が兄弟姉妹での話し合いのきっかけになったという方もいらっしゃいました。

年末年始は家族で集まる機会もあるかと思いますが、その際に長年放置していた不動産の相続登記の話し合いをしてみたいかでしょうか。話し合いをする前に、現在の登記記録を確認すること、相続手続きの手順を確認しておくことは重要なことです。弊事務所の年内の営業は12月27日（金）までです。27日（金）までご相談を受け付けておりますので、年末年始に家族で集まったときに話し合いを検討されている方は、是非、話し合いの前に事前に弊事務所までご相談ください。

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp



あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」
を目指しています。



ホームページもご覧
ください

<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ
司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま
司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リー
ガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる
司法書士

つぶらい ゆうすけ
司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法
書士